

〈参考和訳〉

2024年アーバン20 (U20) コミュニケ (共同声明)

我々、U20として結集した都市のリーダーは、

急速に変化する世界情勢により、民主主義、法の支配、安全、ウェルビーイングが脅かされ、国際平和と安全保障、持続可能な開発、人権との間の相関関係がますます顕著に映し出されていると認識する。

このように複雑な世界的課題を抱える時代において、誰一人、またいかなる場所も置き去りにしないという原則は、都市の課題の中心的原则を成し、あらゆるレベルの機関や利害関係者にとって不可欠な指針となっていることを想起する。

マルチステークホルダーによる協調的な取り組みやパートナーシップと、グローバルおよびローカルの両方において、マルチレベルのガバナンスの枠組みとパートナーシップを可能にすることによってのみ、誠実さと正義を何よりも優先しながら、我々はこの先の課題を乗り越えることができるのだと改めて強調する。

民主主義の原則と自由な社会、普遍的人権、社会の進歩、多国間主義と法の支配の尊重という我々共通の信念を再確認する。我々は機会を提供し、共通の繁栄を追求することにコミットし、全ての人々に利益をもたらすために国際的なルールと規範を強化することを目指す。

我々が暮らす地域社会と地球が直面する課題は国境や管轄権下の境界線を問わないため、地域に特化した解決策と国境を越えた解決策の両方とマルチレベルの連携が必要になるのに加え、それらの課題解決に特化した直接的な資金援助、並びに国際的な外交の舞台で都市がしっかりとした役割を果たすことが必要となってくる。世界の都市化がますます進む現在、世界人口の56%が都市に暮らしており、(2050年までにその数は70%近くにまで増加すると予想されている。¹⁾ 都市は、経済機会、経済成長、持続可能な開発、そしてより野心的で包摂的な気候変動対策を広く推進・展開する上で中心的な役割を果たす「経済力の拠点」として機能している。したがって、私たちはG20各国政府に対し、持続可能性、公平性、レジリエンス、そして特に持続可能な開発目標(SDGs)と気候に関するパリ協定の達成に向けた行動を推進するため、都市の要望とニーズをグローバル・ガバナンス強化・改革の中心に据えることを求める。

(注釈1) 国際連合「世界人口予測・2018年改訂版 <https://population.un.org/wup/Publications/Files/WUP2018-Report.pdf>

50 を超える紛争が世界各地で進行中である。こうした紛争は、地域的なものであれ、国内のものであれ、国境を越えたものであれ、繁栄を妨げ、インフレ（物価水準）を上昇させ、社会的脆弱性を増大させ、人々に（強制）移住を引き起こし、食糧やエネルギーの安全保障に影響を与えることなどにより、都市とその都市に暮らす住民に直接的な影響を与える。紛争は、都市に直接的に影響を及ぼす。自治体は資源の転用を余儀なくされ、最終的には地域社会の生活に影響が及ぶ。

このような状況下、我々はすべての G20 首脳に対し、長期的な平和を守り築く手段として、国際法と多国間システムを堅持するための断固とした行動をとるよう求める。これには、国際連合憲章に謳われているすべての目的と原則を擁護し、これらの紛争における国際法と国連憲章の違反を強く非難し、国際人道法の原則を遵守しつつ、すべての国連決議を遵守することを求めることが含まれる。

不平等の拡大や社会的排除の悪化、及び年齢、ジェンダー、人種、宗教、障がい、社会経済的状況による差別は、世界中の、中でも特に脆弱な地域の経済と社会的結束に重大なリスクをもたらしている²。さらに、気候変動、エネルギー転換、デジタルへの移行から生じる新たな社会的不平等の原因を緩和するためには、すべての政府レベルにおいて、緊急かつ協動的で包摂的な行動をとることが求められている。我々は、このような不平等の拡大、社会的排除の深刻化、そして人々が国境内と国境間の移動を余儀なくされることによって、政府と国民との信頼関係が損なわれていることに懸念を抱いている。

たとえ世界の平均気温の上昇が 1.5°C であっても、気候変動がもたらす影響に我々が直面することは確定しており、回避することはできない。2030 年までの「行動の 10 年」も残り 5 年半となった今、パリ協定の目標に沿って、私たちの総力を挙げての取り組みを加速させることが急務である。COP28 での画期的な合意（2023 年のニューデリー・サミットで G20 政府が合意したように、2030 年までに化石燃料からの脱却し、世界全体の再生可能エネルギーの発電容量を 3 倍に引き上げ、エネルギー効率を 2 倍にする）を受けて、都市と地方自治体は、引き続き主導的な役割を果たし、公正でクリーンなエネルギー転換を加速させるための世界的な取り組みにおいて国家政府にとって欠くことのできないパートナーとなるだろう。

現在の気温上昇レベルを踏まえ、我々は G20 各国政府に対し、排出量を削減し、レジリエンス（回復力）を高める適応策を実施するとともに、基本的な公共サービスを賄うための資金に加え、都市の気候変動対策資金の格差を縮小するための複数の確固とした資金源の動員を加速することを求める。健全な生物多様性と生態系サービスもまた、気候変動による影響を緩和し、都市におけるレジリエンスの強化や人々のウェルビーイングの向上に役立つ。これらの課題すべてに十分な資金を確保するための世界的なコミットメントが不可欠である。

（注釈 2）世界社会情勢 2016、誰一人取り残さない：包摂的開発の必須事項。国連経済社会局（DESA）

<https://www.un-ilibrary.org/content/books/9789210577106>

都市は、社会的弱者がおかれている状況を改善し、地球を守るための世界課題にローカルなレベルで直面していることから、我々都市は、G20 議長が優先事項と掲げている「グローバルガバナンスの改革」に賛同し、多国間システムを改革することで、都市を政治における重要な行為主体（アクター）並びに地域社会に最も近いレベルの政府として認識することを求める。とりわけ、我々は G20 諸国政府に対し、国連事務総長諮問グループ「地方政府に関する諮問グループ」の呼びかけにあるように、あらゆる規模の都市が政府間プロセスに有意義な形で関与でき、都市の要求に応え、国際金融へのより良いアクセスを提供できる、よりネットワーク化された効率的且つ包摂的なモデルに移行することを求める。地域社会の社会経済的安定と最も脆弱な人々の保護のために、地域社会が依存できるサービスやインフラを提供することができるよう、都市は、新たに整備されるグローバル金融アーキテクチャの中で、より迅速かつより多くの資本へのアクセスを必要としている。

リオ宣言とアジェンダ 21 に導かれ、2030 アジェンダと「私たちの共通の課題 (One Common Agenda)」を行動加速の枠組みとして、我々は国連未来サミットで「未来のための協定」が採択されたことを称賛し、特に、都市やその他の地方自治体との関わりがいかにより世界的なガバナンスと国際的な協力を強化しうるかについて提言を行うとした国連事務総長の権限を歓迎する。

我々のコミュニティ、地球、そして統治モデルの将来にとって極めて重要なこの瞬間に、国、地域、地方政府のリーダーたちは、多層的な協力、適切なプラットフォームでの政治的対話、平和文化の強化、時宜を得た人道的対応、民主主義と人権の尊重への取り組みを通じて、地球規模の課題に取り組むために協力する重要な役割と機会を享受している。

このような状況を踏まえ、私たち U20 都市のリーダーは、

- ・ G20 議長国であるブラジルが、「飢餓に対する世界同盟」と「気候変動に対する世界動員」を立ち上げたことは、これらのグローバルな問題に対するグローバルな解決策を促進することの重要性を認識する中で、力強い前進であると**称賛する**。
- ・ G20 ブラジルが、気候変動を分野横断的な課題として取り組むために、バイオエコノミー・イニシアティブを立ち上げ、28 の作業部会のうち 22 の作業部会を構成したことを**称賛する**。
- ・ 我々は効果的なマルチレベルの協働を通じてのみ共通の課題に取り組むために必要な加速的且つ包摂的な行動を実現することができるのだと認識し、都市ネットワークや「気候行動のための高アンビション・マルチレベル・パートナーシップ連合 (CHAMP)」のようなマルチレベルパートナーシップのイニシアチブを含め、各国政府や同志である他の都市政府と積極的に協働することに**コミットする**。そして、
- ・ G20 に対し、パブリック・スフィア（公的領域）の一部としての地方自治体の際立った役割を認識するよう求めるとともに、あらゆる規模の都市と効果的に協力し、2024 年の G20 議長国が掲げる 3 つの優先課題に取り組む上で、都市が果たす中心的な役割を支援することを**求める**。その支援には、優先課題解決に向け求められる行動を都市が取ることができるように都市に直接的な資金援助を行うことも含む。

(具体的な取り組みは以下に挙げる。)

I. 社会的包摂と飢餓と貧困との闘い

1) 【不平等】

不平等とその多次元的な根本原因に対処することで、誰一人、またいかなる場所も置き去りにすることのない、人々を中心とした、権利主導の、持続可能な開発目標（SDGs）の実現を目指した新たな社会契約の構築を目指す。またそれを、最も貧しく、最も脆弱な人々をはじめとする歴史的に社会から疎外されてきたコミュニティの権利、ニーズ、願望を保証し、ジェンダーの平等を確保し、意思決定への市民参加を促進することから始める。

2) 【地域公共サービスの提供】

水と衛生、住宅、エネルギー、ヘルスケア、公共の安全の確保、教育など、（社会的包摂と飢餓と貧困との闘いにおいて）効果的な地域の公共サービスの提供を保証する。これらは、不平等への取り組みの礎石として、SDGs 達成に向けた取り組みをローカルなレベルでの取り組みに落とし込む上で重要な役割を果たす社会的セーフティネットである。水と衛生設備、住宅、エネルギー、ヘルスケア、教育はほとんどの憲法で義務づけられているが、移民や人口動態といった変化に対応した基本的な市民サービスへの普遍的なアクセスを促進するために、法的枠組みを再考する必要がある。

3) 【飢餓と栄養】

すべての人に食料と栄養へのアクセスを保証する。その際、「超加工食品」に係る制限を含む国家の栄養価に関する最低限の基準を満たした地域での公共サービスの提供を通じて「飢餓をゼロに」という取り組みに貢献している都市の重要な役割に光を当てるとともに、飢餓が教育、保健、経済機会への不平等なアクセスをいかに悪化させるかなど、飢餓、貧困、不平等の相互関連性を認識する。高齢化に伴う課題や高齢者の所得と生計に関わる問題にも取り組みながら、幼児期の栄養状態改善への介入を優先する。その中には、国連 WFP が監督する学校給食連合の目的に沿って、すべての子どもが健康的で栄養価の高い学校給食を食べられる機会を確保するために、学校給食プログラムを改善・拡大することを含める。（すべての人に食料と栄養を保証するという大きな目標に向け）都市レベルでの具体的な目標の達成、新しく都市へ移動してきた市民と食との間で良い関係を形成すること、また都市の食料システムがもたらす社会的、環境的、経済的な直接的影響について、学校給食プログラムがその主導的な力となりえることを認識する。学校給食制度は、何よりもまず、すべての子どもたちに健康的な食べ物へのアクセスを保証し、栄養不良という課題に取り組み、健康的な食生活を促進する政策である。

4) 【食料システムと食品廃棄物】

飢餓の克服、温室効果ガス排出の減少、生物多様性喪失の軽減に寄与する持続可能で気候変動に強い食料システムへのアクセスを促進・改善するための確固とした目標を策定し、様々なリソースの活用を通じて、都市の境界内で食料が生産・調達・消費される方法を改善するための支援を首長に提供する。住民の文化、地理的要素、人口動態を反映し、地域の生態系に適合したバランスのとれた食生活の提供に向け、市政府が革新的な都市食料政策を策定することができるよう市政府を支援する。人、自然、気候のために、その中でも特に脆弱な食料生産者や地元の地域社会のために、食品システムの潜在力を引き出すような、企業、あらゆる規模の都市、国の政府を横断する集団的な取り組みを総動員する。食品廃棄物を削減し、都市廃棄物管理を改善してメタン排出を最小限に抑え、汚染された水と大気を減らし、公衆衛生を向上させ、病気の蔓延を抑え、食料と水の安全保障と経済機会を提供し、土壌の健康を回復させることが重要である。

5) 【ヘルス（健康）とケア】

ヘルス（健康）とケアは単なるメディカルケア（医療サービス全般）にとどまらず、強固で十分な資金の提供を受けた地域の公共サービスというバックボーンによって支えられていることを認識する。同時に、強固で十分な資金の提供を受けた地域の公共サービスというものが、普遍主義的医療制度を支え、公共財としての健康認識を醸成するという認識を向上させる。これには、テクノロジーへの公平なアクセスを奨励すること、キャパシティビルディングと知識交換を促進すること、メンタルヘルス（心の健康状態に目を向けること）の重要性を強調すること、都市の生活環境が住民の健康の維持において果たす役割についても織り込むことも含む。気候変動と大気汚染の危機に取り組むことは、被害を回避するために不可欠であり、都市は、住民の強い支持を得られる対策を実行することによって、加えて偽・誤情報に関する啓発キャンペーンのおかげで、都市大気汚染の削減を先導することができる。個人と集団のウェルビーイングに貢献するものとして、また、公平なグリーン経済への移行とジェンダー不平等の是正に不可欠な要素として、不釣り合いに女性主導で支えられているケアエコノミーの重要性について認識する。すべての人に人権を保障し、地域コミュニティに力を与え、人々のケアとウェルビーイング、ジェンダー平等、地球を最優先事項とする「平等」に軸足を置いたアジェンダを打ち出す都市を支援する。

6) 【住宅】

生活費が上昇し、社会的不平等が拡大する中、「居住の権利 (right-to-housing)」アプローチを追求し、適切で、安全で、レジリエンスがあり、持続可能で、手頃な価格の住宅へのアクセスを確保する。新しい住宅の整備、古い住宅の再生、生活公共空間、住宅インフラなどといった国の住宅政策とプロジェクトについては、十分な資源を与える前提で地方自治体や地域社会と連携することで、包摂的で参加型の都市計画プロセスを実施し、シェルターへのアクセスを保証する。空間的分離を是正するためには、インクルーシブな開発計画を策定するとともに、経済の中心地に隣接する主要幹線道路沿いに中所得の購入者の手に届く範囲で価格設定された住宅を建設し、歴史的に不利な立場にある地域のインフラ投資と公共サービスへのアクセスを優先させる必要がある。

7) 【強制移動】

長期間をかけて移民の移住先への調和を促していくことが都市の成長、文化的・社会経済的な機会やイノベーション、都市におけるグリーンで公正な移行の実施を促進する重要な力であることを認識しながら、とりわけ都市への、都市内の、また都市からの人々の強制移動は、紛争、不平等の拡大、気候変動の増大などによって引き起こされる現象であることを認識する。各国政府は、都市における移民の社会的・経済的包摂の一翼を担う重要な手段として、地方公共サービスの提供を支援することを約束すべきである。これには、移民が（地元）に歓迎されることをはじめ、労働の方向づけ、住宅や医療へのアクセス、教育や言語学習などといった支援が含まれる。

8) 【アクセシビリティ】

「アクセシビリティ」という権利を障がいを持つ人々の公共財として認識し、積極的に奨励する。具体的には、雇用、保健、教育、住宅、デジタルインフラ、各種サービスへの包摂的なアクセスを保証するとともに、人々の尊厳、自律性、自立した生活を促進し、公正な参加を確保することによって、それを行う。

9) 【グリーンで持続可能な優れた仕事】

グリーンで持続可能な仕事とスキル獲得・開発の拠点として都市に投資し、この投資が公正で包摂的な移行に不可欠な要素であることを認識する。都市がグリーンな仕事に従事する労働力を醸成することができるよう、専門的な能力・技能の習得・強化に関する権限を都市に委譲することを通じてなど、「グリーンスキルに対応する人員の不足」に対処することにコミットする。特にエネルギー産業、非正規労働者、女性、若者、移民、貧困に直面している人々、社会から疎外され、十分なサービスを受けていないコミュニティで働く労働者、および弱い立場・状況にある人々が、仕事と訓練の機会を確保できるよう、社会的対話を持つことで都市、労働組合、雇用主と協力する。グリーンで公正且つ包摂的な社会へのトランスフォーメーション（移行）を支援する。また同時に、デジタル・トランスフォーメーションや AI などの新技術を含むメガトレンドが労働の未来に与える影響を緩和するために、（その目的に沿うように）リスクリングに投資し、それぞれの地域に特化した労働市場政策を実施するとともに、教育シラバスもこの目的に合ったもののできるよう取り組む。地域のサプライチェーンを支援し、労働基準を改善し、人権を尊重しながら、経済のあらゆる産業と部門にわたって、優れたグリーンジョブと持続可能な雇用の成長を確保するために、民間部門と協力する。

10) 【社会的保護】

万人のための社会保護施策を世界、国、及び地域で実施できるよう支援する。これらの施策は、経済およびエネルギーの転換期に労働者とコミュニティを保護し、増大する紛争、拡大する不平等、および気候関連災害がもたらす影響に対するレジリエンス（回復力）を構築するために不可欠である。これらの措置は、正規労働者とインフォーマルな労働者両方のニーズに適したものでなければならない。

11) 【デジタル化】

人々を中心とした人権に基づく公平で持続可能なデジタルトランスフォーメーションを実現する。そのために、アクセス可能な公共デジタルインフラの整備を強化し、インターネットの接続性、オープンデータ、デジタルリテラシー、能力開発を促進することからスタートし、人工知能の利点と欠点の両方をバランスよく考慮した、包摂的で説明責任を果たしサイバー上の安全保障が担保された透明性の高い利用を推進する。加えて、AI のリスクと危険性を認識しつつ、情報通信技術の安全性と安全な利用を促進する。

12) 【文化】

創造性、遺産、多様性、知識の伝達などの文化的要素や文化が果たす役割を認識し、持続可能な開発のための次なるグローバル・アジェンダに文化目標を設定する。また、そうすることが、新しく、包摂的で人々を中心に置いた、平和で、気候変動がもたらす影響に対するレジリエンス（回復力）をもった開発の枠組みを実現する上で重要であることを認識する。

13) 【教育】

機会への平等なアクセス、批判的思考、デジタル・リテラシーを促進する手段として、教育においてデジタルテクノロジーを導入することを含め、社会的包摂を実現し、不平等と闘うために、教育と教育制度に投資する。様々なステークホルダーとともに、職業教育政策と経済政策、および若者政策とを関連付けることで若者の機会を最大化するためにあらゆる規模の都市を支援しなければならない。これには、優れたグリーンで持続可能なジョブに若者がアクセスする機会を確保しつつ、気候変動、持続可能な開発、食料システムの持続可能性、偽・誤情報への対処、市民参加、平和とコミュニティの構築など

といった若者に影響を与える問題について議論する意思決定の場に若者が参加できるようにすることを含む。この意思決定の場には、「Youth Climate Council (ユース気候委員会)」のような場も含む。

14) 【地域レベルでの市民参加の促進】

市民の日常生活に影響を与える決定について、市民が地域レベルにおいて大きな発言権を持てるようにする。同時に、デジタル化を通じて市民の意思決定への参加を促進する。革新的な政策が世界中に広まるよう、地域民主主義の優れた取り組みについて世界の都市の間で情報交換・学習する場を設けることにより、地域民主主義の優れた取り組みを促進する。

15) 【イノベーション】 持続可能な開発と、活気あふれ、住みやすく、レジリエントな都市に貢献する革新的なソリューションの出現を促進する政策環境を整備する。

II. 持続可能な開発と公正なエネルギー移行

1) 【1.5°C支持のための結集】

世界の平均気温の上昇を産業革命以前のレベルの 1.5°C 上昇に抑える軌道に戻すために、緊急かつ断固とした行動をとらなければならないと強く各国に呼び掛ける。1.5°C 上昇に抑える軌道に戻すためには、グローバル・ストックテイク (GST) に沿って、COP30 の NDC (国が決定する貢献) 更新に先駆けて、なお一層野心的な気候変動目標を設定する必要がある。公正な移行を含む革新的な政策の立案者としての都市の重要な役割を認識し、求められている割合での排出量の削減や不平等の是正に取り組む都市による、参加型の、包摂的な気候変動対策を、政策・資金面から支援するとともに、都市との連携を通じて支援する。

2) 【循環型経済】

包摂的で革新的かつ持続可能な経済の実現に向けては、国際機関、各国政府、国家政府、および地方政府で協力する必要があることを認識する。そのためには、包摂的で戦略的な選択を行い、エネルギーシステムの転換を行うだけでなく、我々の生産方法および消費方法を「ゼロウェイスト」へと変える必要がある。社会的に公正で生態学的に持続可能な社会を創造しながら、都市がエネルギーと経済の循環を実現できるような政策を実施し、雇用創出、技術革新の強化、効率性の向上、成長の可能性など、この循環性から生じる経済的機会を活用し、住民がこのプロセスにおける積極的なアクターであると認識する。

3) 【適応ファイナンス】

グローバルサウスにおける都市主導の適応イニシアティブへの投資を拡大し、資金フローを動員する。これには、気候変動対策の最前線にある地域や脆弱なコミュニティにおける質が高く持続可能な適応インフラプロジェクトに的を絞った支援が含まれる。この適応インフラプロジェクトは、極端な暑さ、砂漠化、水ストレスと分配の不平等、砂漠化、干ばつ、水災害、洪水に対する都市のレジリエンス (回復力) 構築を目指すものである。この観点から、我々は、先進国に対し、資金援助の拡大という目標に合わせ、2025 年までに適応資金 (合計) を 2019 年の水準から少なくとも倍増させるという約束を果たすよう求める。

4) 【公正な移行ファイナンス】

民間投資を刺激するための重要な一歩として、2030年までに都市の緩和・適応型気候プロジェクトのための公共投資が年間最低8,000億ドルに達するよう公共投資を総動員し(2021年のデータに基づく)、地方自治体の資金調達へのアクセスを改善することにより、地域の気候変動対策への投資を促進する。これには、地域や国の財政政策に沿って、低所得者層、貧困地域、労働者、その他社会的に弱い立場にある人々を優先的に支援する地域の気候変動対策に、Concessional Funding(市場融資よりも十分に寛大な条件で供される融資)を少なくとも40%割り当てることが含まれる。こうすることで、効果的かつ包摂的な気候変動対策、労働力の開発、及び社会的保護が可能になる。またそうすることで、すべての都市住民の生活を向上させ、気候変動対策による意図せざる悪影響を緩和し、不公正に対処し、グリーンで公正かつ包摂的な低炭素社会実現に向けての移行の恩恵がすべての人にもたらされるようにする。

5) 【クリーンでレジリエンス(回復力)をもったエネルギーシステムと技術】

特に地方に軸足を置いた脱炭素型で多様な民主的なエネルギーシステムへの移行を実施することで、都市がレジリエンス構築と排出量削減を同時に実現できるような国家政策と制度を策定するとともに、すべての人々が再生可能で信頼でき手ごろな価格のエネルギーにアクセスできるようにする。これらの行動は、都市における分散型再生可能エネルギー発電への投資、化石燃料から再生可能エネルギーへの移行における「電力販売契約」のような市場を基本としたアプローチの支援、エネルギーシステムの信頼性の向上、クリーンで再生可能なエネルギーの導入を促進するための地域の相互接続性の推進、コミュニティエネルギースキームの立ち上げなどが含まれる。都市と協力し、クリーンエネルギーの大規模展開を行う上での具体的な障壁を特定し、克服することにより、太陽光や風力のようなすでに確立されたクリーンエネルギー技術の実装を重点的に支援する。また同時に、炭素排出削減におけるメリットと効率が実証されている場合はグリーン水素生産などの追加的な再生可能技術の実装と拡大の可能性を探求する。地域社会、女性、マイノリティ、および弱い立場・状況におかれている人々に悪影響を与えないような、より安価で適切な解決を模索する。

6) 【クリーンな建物と建設】

都市が建物と建設部門の脱炭素化を加速できるよう以下を行うことで支援する。a) 新しい建物がネット・ゼロ・カーボンで運営できるような枠組みを構築し、空気汚染を生む化石燃料・ガスの使用の廃止に向け建物の冷暖房(給湯を含む)と調理エネルギーを脱炭素化・削減する。b) (脱炭素化という目的に応じた)公共建築物修繕の実施に向けた行政の介入を支援する。c) 民間部門のステークホルダーに対しても、特に民間ビルの修繕に関して、またあらゆる建築工事においてクリーンで資源効率の高い設計・材料・施工へと移行することに関して、(公共部門と)同じ目標に向けて取り組むよう促す。d) 適正な仕事と労働条件を備えた、多様で持続可能かつクリーンな建設産業の労働力形成に投資する

7) 【化石燃料の段階的廃止】

化石燃料の段階的廃止に向けた進展を加速させる。これには、COP28で合意されたように、2030年までに再生可能エネルギー容量を3倍にすること、エネルギー効率を2倍にすること、および、公正な移行の原則に沿い、エネルギー移行の影響を受ける人々への的を絞った支援を行いながら、化石燃料へのすべての補助金や投資を廃止することが含まれる。これは、「公正なエネルギー転換」を実施し、2030年までに世界全体で排出量を半減させ、遅くとも2050年までに排出量実質ゼロを達成する

軌道に乗せることを目指すものである。

8) 【グリーンスペースとブルースペース】

より緑豊かで包摂的な公共空間を提供することを優先する。これには、都市におけるグリーンとブルーの空間の面積と質を大幅に向上させ、そのようなスペース間の生態学的なつながりを強化し、そこから得られる利益を最大化するために市民のアクセスを改善することが含まれる。具体的な行動としては、生物多様性を包含した都市計画、能力開発、生態系回復の取り組みをはじめ、より多くの質のいい情報の取得に向けた自然資本アセスメントや生態系アセスメントを実施し意思決定に役立てることなどが考えられる。

9) 【水】

水関連の気候災害や、安全で利用しやすい飲料水の不足、水質の低下、干ばつ、洪水、水紛争など水衛生に関連する問題が世界中の何百万人もの人々へ及ぼす影響を緩和するために、すべての高リスク・低所得地域において包括的な早期警報システムを確立し、強固な緊急対応計画を策定するための支援を都市に提供する。また、水管理の改善に焦点を当てた緊急時以外の計画の策定も促進する。具体的な例としては、土壌の透水性やファサードの補修などが挙げられる。持続可能な都市・地域の水管理と、清潔な水への全住民が安全で手ごろ価格の飲料水と適切かつ公平な衛生設備へのアクセスを促進するため、連携手段を確保するとともに、資源の共有や廃棄物の監視など、明確なガバナンス・メカニズムを制定する。水質を向上させ、水の再利用、持続可能な地下水、雨水の回収を可能にする技術へのアクセスを共有する。

10) 【都市に自然を取り戻す（都市の再自然化）】

炭素の吸収・貯留、都市のヒートアイランド現象の軽減、水管理の改善、あらゆる規模の都市のレジリエンス（回復力）と住みやすさの向上など、気候変動と闘う効果的な手段として、都市の再自然化、自然保護、生物多様性保全の推進、自然を基盤とした解決策の都市環境への導入といった今も継続中の取り組みを加速させることに特化した財政支援を都市に提供する。緑豊かなエリアは、ウォーキングやサイクリングを奨励することによる持続可能なライフスタイルの促進においてキーポイントとなり、ひいては温室効果ガスの排出量削減につながる。

11) 【クリーンモビリティ】

クリーンで、公共交通機関活用を推進するモビリティへの世界的なモードシフトを加速し、都市における公共交通とアクティブモビリティ（自転車や徒歩など人力による移動）への投資とアクセスを優先する。それと並行して、排出量を削減するための重要な解決策として、公衆衛生を改善しながら公共・民間交通の電化およびゼロ・エミッション化への移行を推し進め、自動車や自家用車への依存を減らす。同時に、都市交通システムの脱炭素化に向けた革新的なソリューションの出現を可能にする政策環境を整備することにコミットする。

12) 【気候変動対策のための予算編成】

気候変動対策のためのマルチレベルのガバナンスと答責性を強化し、公的資金の流れを国や地域の気候変動目標と整合させる手法として、あらゆるレベルの政府における気候変動対策予算の編成を支援する。気候変動予算は、既存のガバナンス・システムを基盤として、政策、行動、予算に関する意思決定の中で気候変動へのコミットメントや配慮を主流化するものであり、その中には気候変動対策目標を財政予算プロセスに組み込むことや、政府全体でその実施、監視、評価、報告に対する責任を割り当

てることなどが含まれる。このように政府全体で（気候変動にとり組むという）アプローチは、その範囲や規模においても柔軟性があり、G20 各国政府は、気候変動予算の実施において地方政府を支援・協力し、気候変動予算が、国政において気候変動対策を主流化するための効果的で広範なメカニズムとなり得るかを評価すべきである。

III. グローバル・ガバナンス機関の改革

1) 【グローバル・ガバナンスの民主化】

目的の達成に向けて、より効果的且つネットワークが強化された、より包摂的で公正な多国間システムを整備するために、あらゆるレベルの政府、とりわけ都市がその役割を果たすことが不可欠であると認識し、現在のグローバルな意思決定プロセスにおける構造的不平等に取り組む。既存の制度を民主化することにより、多国間主義を強化し、世界のすべての国々を公平に代表するための場を創出する。そうすることで、包摂性を促進し有効性を高める手段として、国際的な意思決定機関における開発途上国の発言力を強化する。

2) 【多国間主義の再定義】

より包摂的でネットワーク化された効果的な多国間システムの整備に向けて前進する手段として、国連の政府間機関やプロセスの両方、その他の関連する多国間フォーラムやプロセスにおいて、都市がグローバルな意思決定への貢献において果たしうる役割を正式なものとし、世界のすべての地域の声を代表するメカニズムを制度化する。これには、国連事務総長に対し、地方や地方当局との関りによって 2030 アジェンダがいかに進展可能かについて提言を出すように呼びかけている「未来のための協定 (Pact for the Future)」を土台とすること、国連事務総長諮問グループ「地方政府に関する諮問グループ」が取りまとめる提言の実施に取り組むことも含めるべきである。このグループは、国連の主要な政策決定機関において、（地方政府の声を届けるべく）一体となった地方政府に、独立した特別かつ公式な地位を確保するよう求めている。

3) 【マルチレベル・ガバナンス】

マルチレベルの行動を支援し、持続可能な開発戦略、国家都市戦略、長期的な経済政策、気候緩和、（気候変動）適応、公正な移行、レジリエンス強化計画に関する計画立案や意思決定において、都市と地方政府をパートナーとして関与させる。「持続可能な開発のための統合的な国家資金調達枠組み (INFFs)」のような国と地方間で持続可能な開発計画と戦略の整合性を図るため国と地方の共同戦略立案を促進する政策やイニシアティブを正式に採用する。都市を主要なパートナーとして含むマルチレベルの（委員会のような）「公正な移行メカニズム」を確立し、次回各国が策定する NDC（国が決定する貢献）が「公正な移行」が求める事項に対応し、都市における「公正な移行」を推し進めるための強化された戦略を含むようにする。「高い野心のためのマルチレベルパートナーシップ連合 (CHAMP)」で掲げられた誓約を支持し、COP30 に先立ち予定されている NDC（国が決定する貢献）の更新プロセスと更新された NDC（国が決定する貢献）を実行に移していく計画策定において、サブナショナルな政府と協議・協力するために必要且つ妥当と思われるプロセスを導入する。

4) 【グローバル金融アーキテクチャーと国際開発金融機関 (MDBs) の改革】

グローバルな金融アーキテクチャーの改革と、国際開発金融機関 (MDBs)、準国家開発銀行 (Subnational Development Banks)、その他の関連する国際金融機関が掲げる中核的な優先事項が、都

市の持続可能な資金ギャップに対応し、世界中の都市と地域のニーズに応える形で国際的な開発と課題に適切に対処できるようにしなければならない。そのために、国際開発金融機関（MDBs）とその他の関連する国際金融機関をよりその目的に適ったものとする。国際開発金融機関（MDBs）とその他の関連する国際金融機関は、企業戦略、気候戦略、国別戦略、都市気候・開発に特化した（資金提供）プログラムを通じて、都市において、また都市とともに活動し、コンセッション・ファイナンスや新たに創設される「損失・損害への基金」などを通じて、都市の気候変動対応や開発を支援する直接的および第3者を挟んだ資金のフローを拡大しなければならない。

5) 【公平な課税】

国際的な課税協定が地方の制度に与える影響や、税制が質の高い公共サービスと公正な移行に資金を提供するための財源となりうる可能性を考慮し、より公平かつ透明性を備えた累進的な国際課税制度の整備を奨励する。

6) 【包摂的な投資基金および補助金】

国の枠組み、戦略、可能性の一環として、申請手続きの簡素化と調和（スムーズかつ効果的な方法で連携させること）を進めることなどを通じて、都市による国際的な「変革型投資ファンド」へのアクセスと運用を最適化する。サブナショナル（州、県、地域を含む国と都市の間にあるレベル）、ナショナル（国のレベル）、リージョナル（地方のレベル）の組織、ネットワーク、地方自治体の全国組織、サブナショナルな開発銀行などを通じて、資金への直接アクセス、もしくは仲介金融機関を介した資金へのアクセスを促進する。資源分配におけるより効果的なマルチレベル・ガバナンスを支援するため、地域コミュニティのための少額助成金など、当該目的に特化した資金アクセス手段を導入する。積極的なオブザーバーとして、また公認のステークホルダーとして、都市を投資ファンドのガバナンス体制に含めることで、資金調達のためのファンドが全国的に展開され、且つ各都市の目的にあったものとなるようにする。

7) 【国の政策環境の整備】 財政上の自主性を強化し地方の財政的余地を拡大するため、また、都市がより多くの資金にアクセスできるようにするため、国の枠組みや政策環境の整備を促進する。安定的で予測可能な政府間財政移転と国の格差解消メカニズムを実現し、都市が「土地開発利益還元（LVC）」を通じて自己財源を調達し、潜在的な固定資産税収など未開拓の歳入源を最大限に活用する革新的な方法を奨励する。市民との信頼関係を再構築するために、参加型予算編成、透明性の確保、健全な財政管理などにおいて市民の参加を促進することが不可欠である。地方政府財政の健全化を図るとともに、地方政府の信用力、歳入創出能力、官民資金の動員・誘致能力を向上させることで、G20 諸国は都市における資金調達の格差解消に取り組むことができる。

8) 【地方の資金的な能力と地方への資金の拡大】 持続可能な開発と公正なエネルギー転換を達成するための基礎として、地方政府に資源を提供し、財政の地方分権化を進め、補完性の原則を適用することにより、地域・地方自治を推進する。都市プロジェクトにおけるグローバルパイプラインを強化し、質の高い公共サービスと持続可能なインフラの整備といった投資可能な都市プロジェクトに対する資金額を増やすことに重点を置きながら、都市、各国の地方自治体協会、国際開発金融機関（MDBs）、及びその他の金融機関が、より多様にまたより頻繁に協働できる機会を提供する。各国政府は、特にプロジェクト準備施設の提供や技術支援を通じて、都市が強固なプロジェクトパイプラインを構築できるよう支援するべきである。また、各国政府は、自治体の境界を越えて実行可能なプロジェクトを集約し、投

資を呼び込む役割を果たすべきである。地域のニーズや状況に強く適応した国際開発協力の一形態として、地方分権型の協力を推進する。

- 9) 【都市保証基金】緑の都市保証基金（GCGF）や（「持続可能な開発のための欧州基金（EFSD）」＋「持続可能な都市のための保証ファシリティ」）のような、世界レベルおよび地域レベルの都市保証基金またはファシリティの創設とその運用を支援する。都市への資金提供を支援するこのようなファンド（基金）は、都市が公的および民間金融機関から直接もしくは間接的な融資を受けることを可能にすることで、地方政府が国家負債からお金を借り入れることへの依存を減らし、気候変動対策へ投資を行う際のリスクを取り除き、貸付機関を損失（のリスク）から守る。

承認

本コミュニケは以下の都市によって承認された。

U20 加盟都市

アーメダバード
アムステルダム
バルセロナ
ブエノスアイレス
ダーバン (エテクウィニ)
ヘルシンキ
イスタンブール
ジャカルタ
ヨハネスブルグ
リスボン
ロンドン
ロサンゼルス
マドリード
ミラノ
モントリオール
ニューヨーク市
大阪市
パリ
リオ・デ・ジャネイロ
ローマ
ロッテルダム
サンパウロ
ソウル
シドニー
東京都
ツワネ

オブザーバー都市

アビジャン
ブランプトン
コペンハーゲン
フリータウン
モンテビデオ
シンガポール

ゲスト都市

アバエテトゥバ
アンマン
アラカジュ
ケープタウン
コンタジェン
クリチバ
デスペニャデロス
グラスゴー
グアダラハラ
ジョアンペソア
マナウス
メンドーサ
メンジェズ
ムイコラーイウ
ナイロビ
ナンサナ
ネウケン
ニテロイ
オスロ
フェニックス
ポルト・アレグレ
リオブランコ
サルヴァドール
サンタフェ
テレゾーポリス